

大切な自分 大切なあなた

自分の人権を守り、他者の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育てよう

人権教育の目標

一人一人の児童生徒がその発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解し、「**自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること**」ができるようになり、それが様々な場面や状況下での具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすること

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」より

推進目標

推進体制を
確立しよう

正しい
知識と認識を
深めよう

指導内容と
指導方法を
工夫しよう

家庭・地域等
との連携を図
ろう

点検・評価に
よる見直し、
改善をしよう

重点事項

実施体制の
確立、
計画の作成と
見直し

研修の充実
(参加型・
体験型の手法
など)

指導方法の工
夫、体験活動
の充実

積極的な啓発
活動、
関係機関との
連携

学校評価の
活用

人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）の閣議決定

「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第7条に基づく、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画を改訂するものであり、同法を共管する法務省及び文部科学省において、関係府省庁の協力を得て、令和6年から改訂に向けた検討を行い、令和7年6月に閣議決定が行われた。

○改定のポイント

社会情勢の変化等を踏まえ、新たに「ビジネスと人権」、「インターネット上の人権侵害」、「ヘイトスピーチ」、「性的マイノリティ」といった新たな課題を項目として追加し、対策を記載。



法務省HP

★基本計画の改訂も踏まえ、政府は、「人権教育の指導方法等の在り方について」(第三次とりまとめ)の改訂へ着手

1 ビジネスと人権

- ・企業が社会や人権に与える影響への関心の高まり → 企業における人権擁護の責任
- ・国は行動計画やガイドラインを策定 → 国に依る企業への支援（教育・啓発）

2 インターネット上の人権侵害

- ・インターネットの便利さ → インターネット上の人権侵害の社会問題化
- ・国の施策 → 「インターネット上の誹謗中傷への対応に関する政策パッケージ」
「刑法等の一部を改正する法律」「情報流通プラットフォーム対処法」

3 ヘイトスピーチ

- ・特定の民族や属性を理由とした排斥的活動 → SNSや政治活動などで顕著に
- ・国の施策 → 「ヘイトスピーチ解消法」…取り組みとしては啓発・教育・相談事業の展開

4 性的マイノリティ

- ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」
→ 関係省庁が連携して啓発・広報・教育などを担う。





(令和7年11月、「千葉県人権施策基本指針」の改定)

県では、「千葉県人権施策基本指針」を策定し、様々な人権施策を推進しているが、近年、インターネットを通じた人権侵害や、新型コロナウイルス感染症に関連した差別、性的マイノリティへの偏見、ハラスメントなど、新たな人権問題が発生・顕在化していることから、基本指針を改定。

改定のポイント - 17の人権課題から19の人権課題へ -

○ハラスメント

○感染症 (「HIV患者・ハンセン病元患者」から変更)

○性的マイノリティ (「性同一性障害・性的少数者」から変更)



千葉県HP

女性

- 家庭や職場での男女差別、性犯罪、配偶者・パートナーからの暴力、セクシャルハラスメントなど

※交際相手からの暴力

女性22.7% 男性12.0%

うち、どこにも相談せず

女性37.4% 男性43.2%



法務省HP
女性の
人権ホットライン

(「男女間における暴力に関する調査報告書」
内閣府男女共同参画局 令和6年)

*被害は女性に限らないがデートDVは女性被害が多い

障害のある人

- 障害者差別解消法

(1) 平成28年4月1日施行
→行政機関は合理的配慮
提供の義務

(2) 令和5年4月1日改正
→事業者も合理的配慮提供
の義務



マンガでわかる
障害者差別解消法

- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法

(令和4年5月)

例) 文字情報の配信提供など、視聴覚者の
学びの支援

- 障害者に対する偏見や差別のない共生
社会の実現にむけた対策推進本部の設置

(令和6年7月)

→人権教育の推進
/共同学習の実施
/心のバリアフリーノート
の活用



文部科学省HP
こころのバリアフリー
に関する教育

子ども

- 子どもを巡る人権課題

いじめ/児童虐待/ヤングケアラー
/体罰/児童買春など



千葉県
子どもの権利ノート

- 子どもの権利ノート

生きる権利/育つ権利
守られる権利/参加する権利



子ども・若者の意
見反映にむけた
ガイドライン

- 意見表明の機会の確保

こども基本法 第3条・11条

外国人

- 日本に居住している外国人に
関し、体験したことや、身の回
りで見聞きしたことで人権問題
だと思ったこと

・風習や慣習などの違いが受け入れ
られないこと 27.8%
(内閣府「人権教護に関する
世論調査」令和4年)



「私たちの身近にある
ヘイトスピーチ」
法務省人権擁護局・
全国人権擁護委員連合会

- ヘイトスピーチ
ヘイトスピーチ解消法 (平成28年)

被差別部落出身者

- 平成28年
「部落差別の解消の推進に関する法律」

- 千葉県における対策

(1) 相談体制の充実

・日常相談やネット書き込みなどの相談
・専門機関の紹介・弁護士相談の案内等

(2) ネット上の書き込み・適示へ対応

・千葉法務局と連携し、プロバイダ等
へ削除要請

ハラスメント

- セクシャルハラスメント・パワーハラスメントなど本人の意図に関わらず、様々な場面において相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与えるなどの行為が問題
- 県では、学校等が主催するハラスメント防止等の研修への講師派遣・DVDを貸し出しなどを実施

性的マイノリティ

- 性的マイノリティの人々の困難
→偏見・いじめ・差別・アウトティングなど
- 県は、令和6年1月性自認や性的指向を含む、「千葉県多様性が尊重され誰もが活躍できる社会の形成の推進に関する条例」を施行



千葉県
HP

感染症

- 誤った知識により、患者や家族が差別されたりプライバシーを侵害されたりする
- 過去の誤った認識やそれに基づく政策による差別意識が残存

高齢者

- 介護施設や家庭における身体的、精神的、性的虐待、ネグレクトに加え、財産を無断で取り上げる経済的虐待など

犯罪被害者とその家族

- 犯罪被害者とその家族が、興味本位のうわさや心ない中傷に遭う
- 警察庁：命の大切さを学ぶ教室の実施

災害時の配慮

- 被災した児童生徒受け入れる際における心のケア
- いじめの防止・学校生活への適応

様々な人権課題

(1) 刑を終えて出所した人

- 当事者や家族への偏見・差別への対応
- 当事者の円滑な社会復帰への支援

(2) ホームレス

- 自立の意思がありながら、やむを得ずホームレスになっている人への暴行や嫌がらせの防止

(3) 生活困窮者

- ひとり親家庭、ニート、ひきこもりなどによる貧困に苦しむ人への就労支援や就学支援

(4) 中国残留邦人等

- 永住帰国した中国残留邦人等及びその親族に対し、日本語等の補充教育、相談事業等を実施し、地域社会への定着と自立を支援

(5) 北朝鮮当局による拉致問題

- 平成18年6月「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、関連学習・教員研修を実施

(6) その他

- ここで示した以外の人権課題
 - ・アイヌの人々への偏見や差別意識
 - ・被拘禁者への処遇に関する人権侵害
 - ・患者と医療機関との医療行為をめぐる問題
 - ・性的搾取と労働の強制等を目的とした人身取引など

千葉県の人権施策に
かかる講師派遣や
DVD貸出はこちら



今日的な人権課題



同和問題

●同和問題とは

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低位の状態を強いられ、今なお日常生活の上で、様々な差別を受けるなどの実態がある、我が国固有の人権問題

●今なお継続する部落問題の実態

部落差別・同和問題に関し、体験したことや、身の回りで見聞きしたことで、人権問題だと思ったこと

- ・交際や結婚を反対されること 40.4%
 - ・差別的な言葉を言われること 32.3%
- (内閣府「人権教護に関する世論調査」令和4年)

●現代における課題

インターネットによる個人情報（地区や名前など）の適示、公開

→今後も研修・学習の継続が必要



文科省HP



法務省HP



動画(法務省)



動画(法務省)



性的マイノリティ



身体の性

身体つきなどの生物学的な性

性自認(こころの性)

自分が認識している性別

性的指向(好きになる性)

恋愛感情がどの性別に向いているか

性別表現(表現する性)

言葉遣いや服装など見た目の性別

(レインボー千葉「みんなに知ってもらいたい性の多様性」)

性のあり方を4つの視点で考えてみると「身体の性」、「性自認」、「性的指向」、「性別表現」と考えられます。「女・男」に分けられているのは、法律・制度上であり、性のあり方は、アイデンティティの問題とも捉えることができます。このような視点をもっておくことも大切です。

●性的マイノリティ、性別違和の児童生徒への支援のための資料

【通知文等】

1. 「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」(平成28年)
2. 生徒指導提要 12-4-1 (令和4年)
3. 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」(令和5年)



通知文



相談窓口



対応のQ&A



【相談窓口】

千葉県では、電話やメール、千葉県弁護士会による専門相談、LINE相談などを実施

【学校における対応のQ&A】

どのような場面で、どのような対応をするべきか。数多くの例を掲載

ハラスメント

1 ハラスメント

= 「嫌がらせ」や「いじめ」

- ・職場など様々な場面で相手を不快にさせる、尊厳を傷つける、不利益を与える言動が問題

2 職場のハラスメントに関する調査

パワーハラスメントを受けた **19.3%**
顧客等からの著しい迷惑行為 **10.8%**
セクシャルハラスメントを受けた **6.3%**

(厚生労働省「職場のハラスメントに関する実態調査」令和5年)

3 相談窓口の開設

- ・千葉県教育委員会では、「児童生徒向けわいせつセクハラ相談窓口」を開設

(児童生徒向け
わいせつセクハラ相談窓口)



相談窓口

感染症

1 ハンセン病患者・元患者、その家族への差別や偏見を

- ・令和元年、関係省庁が連携・協力し、患者や元患者その家族が置かれた境遇を踏まえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組むことを閣議決定



法務省HP

2 感染症に対する正しい理解と知識

- ・HIVや新型コロナウイルス等の感染症において、正しい理解と知識不足から日常生活、職場、医療現場等で差別やプライバシー侵害を受ける人権問題が発生
- ・感染症に対する正しい知識をもつとともに、差別や偏見をなくすための普及と啓発

児童虐待



●児童虐待？と感じたら…

→必ず行う**2つ**のアクション！

1 居住地区の児童相談所等に通告

確証がないけれど…

保護者との関係が…

まず、通告を！

※虐待の有無を判断するのは、児童相談所等の関係機関

間違いだったら？

こどもが嫌がるかも

※通告先は？

明らかな外傷、生命の危険、性的虐待などの疑いが…

ある → 所管の児童相談所へ

※緊急性**がある**場合は警察へも通報

ない → 市町村虐待対応担当課へ

2 設置者へ報告

県立学校…県教育庁

市町村立学校…市町村教育委員会

ヤングケアラー

1 「学校等においてヤングケアラーを把握した場合の対応等について」

(令和6年6月 文部科学省・こども家庭庁)

- 学校等関係機関の目を通して**把握し必要な支援につなぐ**ことが重要
- 学校等の関係機関は、市区町村(こども家庭センター)からアンケート調査の配布・回収等の協力要請があった場合には協力

2 県におけるヤングケアラー関連事業

- (1) 総合相談窓口の開設
- (2) ヤングケアラー関係職員研修
- (3) アドバイザー派遣・出前授業
- (4) ハンドブックの作成
- (5) マニュアルの作成



上記の事業は
総合相談窓口
アトリエが担当



こどもの権利をめぐる考え方



1 こども基本法の意義

- ・こども・若者を権利の主体として認識
- ・こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進
- ・校則の見直しを行う場合は、その過程でこどもや保護者等の意見を聴取した上で決めていくことを推奨

2 こどもの権利 4つの権利

- (1) 生きる権利
- (2) 育つ権利
- (3) 守られる権利
- (4) 参加する権利



3 千葉県こども・若者みらいプラン

- こども・若者施策の共通の基盤となる新たな計画
(令和7年度から11年度まで)

【基本の方針】

- ①こども・若者の権利を尊重し、最善の利益を図る。▶こどもを個として尊重
- ②こども・若者の社会参画を促進し、成長を支援する。▶こどもの意見形成支援
- ③こども・若者及び子育て当事者を切れ目なく包括的に地域・社会で支える。
▶こどもの貧困・格差解消、切れ目のない支援
- ④若い世代の生活基盤の安定とともに、結婚、子育てに関する希望の形成と実現を図る。

性犯罪・性暴力被害者への取り組み

1 こども性暴力防止法

- ・令和8年12月25日から施行
- ・こどもを守るため、こどもと関わる大人の性犯罪歴を確認できる制度を導入
- ・教育・保育などの現場に相談体制や研修の整備を義務づけ
- ・学校や保育所は必須、塾などは認定を受けて対応



2 性犯罪・性暴力被害者への支援

- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター
 - ・【短縮ダイヤル】緊急避妊薬の処方、性感染症検査、証拠採取などの医療的支援、相談・カウンセリングなどの心理的支援、警察への同行支援、弁護士など専門家の紹介による法的支援を実施
- NPO法人 千葉性暴力被害支援センター ちさと
 - ・【性暴力被害専門】性暴力にあつて間もない方への緊急の診療ケアを提供
 - その後の相談事業や、過去の性被害に関する相談を通じて、必要な情報の提供や、関係機関との連携支援を行い、当事者の回復をサポート



インターネット上の人権

1 ネットいじめ・誹謗中傷

- パソコンや携帯電話等での誹謗中傷
- ・ 高等学校 17.3% (令和6年問題行動調査)
 - いじめの形態の中で、全体で2番目の多さ
 - ・ スマートフォン等所持の低年齢化

2 誹謗中傷やプライバシーの侵害

「インターネット上で人権侵害と感じたこと」

他人への誹謗中傷に関する情報 **67.7%**
 プライバシーに関する情報 **42.5%**
 (内閣府「人権擁護に関する世論調査」令和4年)

3 部落の写真や住所などをインターネットに上げる行為

令和4年：414件
 ※平成30年の約10倍
 (法務省による調査)



法務省HP

北朝鮮による拉致

● 北朝鮮人権侵害啓発週間
 12月10日～12月16日



● 学校における取組の推進

- 1 各学校で対象学年を決め、拉致問題に関する学習に取り組む
- 2 アニメ「めぐみ」等の教材を活用
- 3 拉致問題ポスターの掲出



文部科学省HP
 拉致問題参考資料



千葉県いじめ未然防止事業の実施

文部科学省の委託を受けて令和7年度に実施

- ・ いじめの未然防止・早期発見・解決が目的
- ・ いじめを行わない資質能力／コミュニケーションスキル・自己有用感・自己肯定感
- 法的視点・いじめの知的理解・傍観者脱却・地域、異校種、異学年との交流



千葉県HP

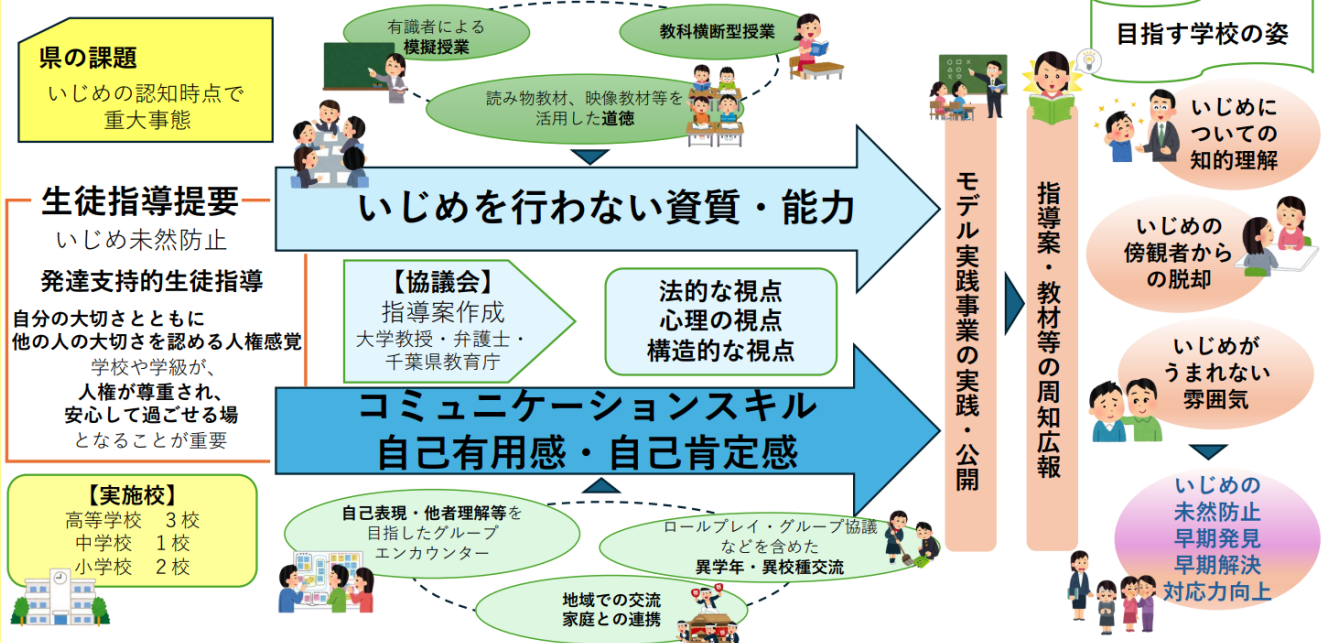
千葉県いじめ未然防止事業 成果報告書

主題：いじめを未然に防ぐ児童生徒の育成
 ～いじめのない学校・地域からいじめ防止と自己肯定感の向上を中心に～

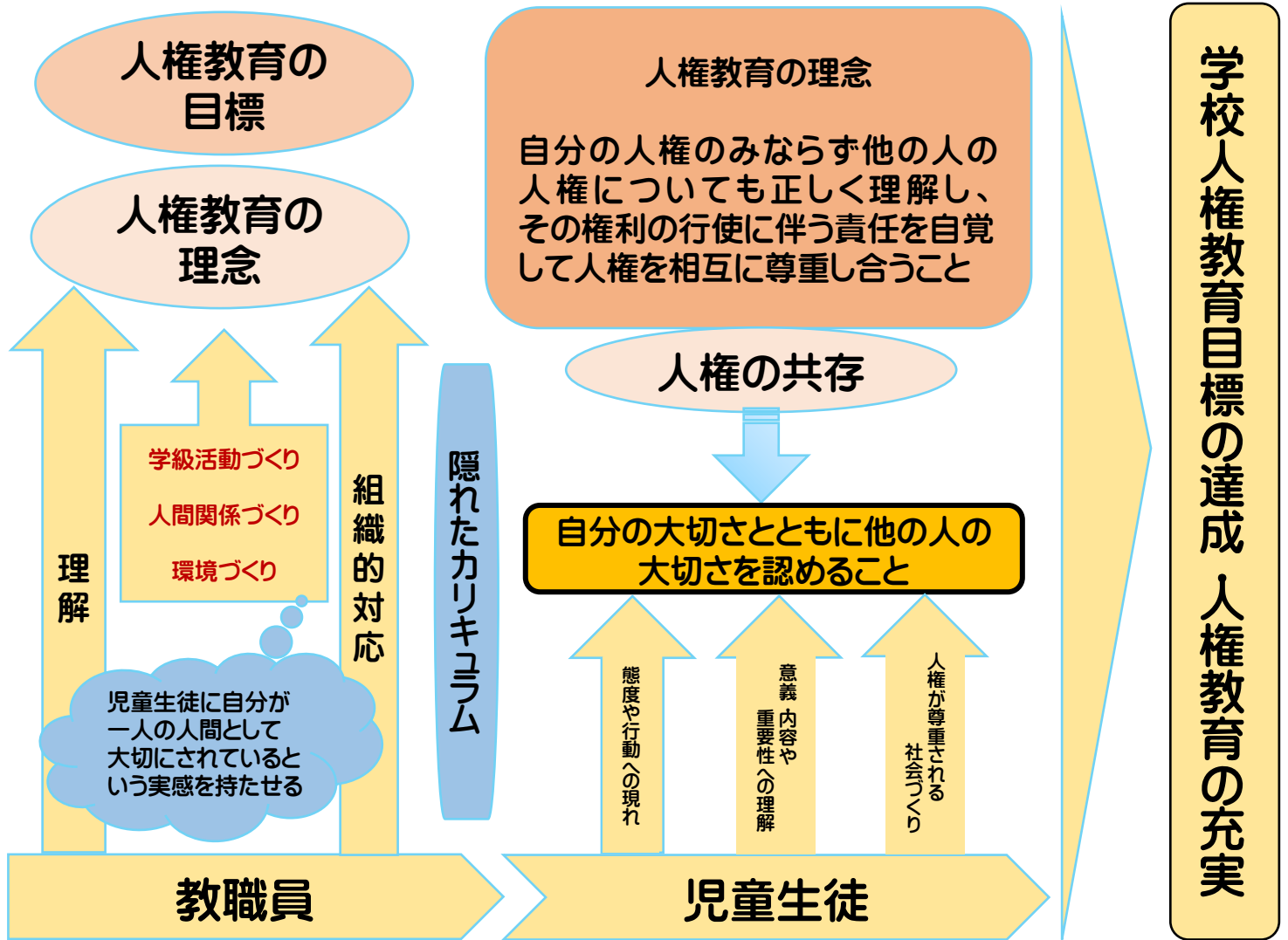


千葉県教育委員会

令和7年度千葉県いじめ未然防止事業の概要



学校における人権教育とは



人権を配慮した児童生徒への対応について、日常様々な疑問点が出てくる場合があります。ここでは、よく寄せられる疑問をもとに、Q & Aを提示します。

児童生徒への細かな支援については、本人の気持ちに寄り添った丁寧な対応が求められます。

人権教育 Q & A



Q1 人権課題に関する授業を行いたいのですが、自分で指導案を作成するのは難しいと感じます。過去の優れた事例などを参照できるインターネットサイトはないでしょうか。

A1 文部科学省の「人権教育アーカイブ」を活用してください。

文部科学省は、令和7年3月から各学校において人権教育に取り組みやすい環境の整備を図るべく、人権教育の充実に資する事例及び資料等を掲載している「[人権教育アーカイブ](#)」をインターネット上に立ち上げました。各人権課題に関する指導案や資料、研究会の予定などが確認できます。



Q2 障害を持つ生徒が在籍しているのですが、保護者から「パニックを起こしてしまうので、学習中に指名をしないでほしい。またそうした対応を他の生徒に伝えないでほしい。」との希望がありました。指名は公平にすべきだし、個人の活躍の機会でもあるので、保護者の希望に沿う必要はないですよね。

A2 「合理的配慮」として対応する事案です。

各授業の担当教員が事前に情報共有しておき、他の生徒は気付かないように指名対象から外す配慮を行うのが良いでしょう。[内閣府作成の事例集](#)をご参照ください。



あなたは、どう思いますか？

「あなたは、どう思いますか？」 [R8年度版] 月 / 日		/	/	/	
学習環境 生活環境	1	学年や性別によって得意またはふさわしい学級係、児童生徒会委員会、役割等がある。			
	2	忘れ物、学習の到達度や点数等、進路状況等について、児童生徒の個人がわかるように掲示することで、児童生徒の行動や学習を促す。			
	3	名前のシールは、男子は青、女子は赤にしている。			
	4	着替えは、女子のみ更衣室を使用することになっている。			
	5	特別の支援や配慮を必要とする児童生徒であっても、通常の学級に在るのだから、配慮はできないし、しなくて良いと思う。			
	6	日本語や日本文化を十分解さない児童生徒が、授業を十分理解できない場面が出てくるのは仕方がない。			
生徒指導	7	児童生徒に要求しながら「先生は別」と児童生徒に言うことがある。			
	8	児童生徒の前では、腕を組んでいることが多い。			
	9	「休み時間は、外に出て遊びなさい」と強く指導している。			
	10	児童生徒の話が終わらないうちに、自分の意見を言うことがある。			
	11	あいさつは、児童生徒から先にするよう、指導している。			
	12	児童生徒と話するとき、「お前」「お前たち」と言うことがある。			
	13	丁寧な口調であれば、児童生徒の名前を呼び捨てにしても良いと思う。			
	14	「〇丁目の児童生徒は、だらしのないことが多い」と思ったり口に出したりしたことがある。			
	15	児童生徒から出された学校のルールや行事運営に関する案を、児童生徒の承認なく、職員会議で通りやすいように調整してから提案する。			
	16	いじめや虐待を疑われる事案等、児童生徒が他者からの被害を訴えてきた際、事案を認知した教員による当該児童生徒への声掛けやアドバイスに留めることがある。			
	17	性的少数者と見られる児童生徒について積極的に声掛けを行い、学校生活での困り感について職員全体で共有して対応する。			
18	児童生徒を指導する際に、他の児童生徒に聞こえるように、叱責することがある。				
19	例え間違っていたとしても、教師が児童生徒に謝罪することは、指導上避けた方が良い。				
20	児童生徒が問題を起こしたら、問題を起こしていない児童生徒も含めて連帯責任を取らせることで、全体の団結が強くなる。				
21	小学校高学年になっても甘えてくるので、教師の膝の上に乘せて抱っこしてあげている。				
進路指導	22	「レベルの高い学校」「いい職業」という言い方をすることがある。			
	23	「成績や調査票に影響する」と言って、児童生徒の行動を誘導することがある。			
	24	障害のある生徒の進路指導が普通高校ではなく、特別支援学校の高等部を勧めている。			
	25	進路に関する指導場面では、児童生徒の希望よりも本人の学力や学校生活の状況を中心に話をする。			
給食・清掃指導	26	児童生徒に対して、担任の配膳をしたり、職員室の清掃をしたりするよう指導している。			
	27	忙しい時は、教職員は清掃をしなくても良いと思う。			
学習指導	28	授業開始時には、「お願いします」と児童生徒のみが挨拶している。			
	29	授業の開始が遅れたり、終わりの時間が延びたりすることがある。			
	30	宿題や授業内の学習課題等がやり終えていない児童生徒について、やり終えるまで休み時間にやらせるようにしている。			
	31	特定の子に手がかかり、他の子が学習する時間が削られるのはどうかと思う。			
部活動	32	部活動の月毎の活動予定を知らせないで活動することがある。			
	33	部活動やクラブ活動は礼儀や上下関係を学ぶ大事な機会であるので、上の学年が下の学年に厳しい言動をしていても指導しないようにしている。			
	34	勝利や受賞を至上価値とした指導や、児童生徒の起用を行うのは、児童生徒のためである。			
係活動	35	児童生徒が教職員の手伝いをするのは当たり前だと思う。			
	36	「学級委員なのに・・・」と叱ることがある。			
職場環境・ 児童生徒対応	37	毎日、日記を提出することを求めながら、検印のみで済ますことがある。			
	38	児童生徒から声をかけられたり質問をされたときに、作業をしながら応えることがある。			
	39	自分のことを「先生」と言うことがある。			
	40	職員間の先輩後輩の人間関係を、職員間の呼び方や役割分担等、児童生徒に見えるかたちで持ち出すことがある。			
	41	障害のある児童生徒には、説明しても理解できないし意思表示もしないので、本人に意見は聞かない。			